

平成28年度

雄物川水系湧水情報連絡会

【定例会】

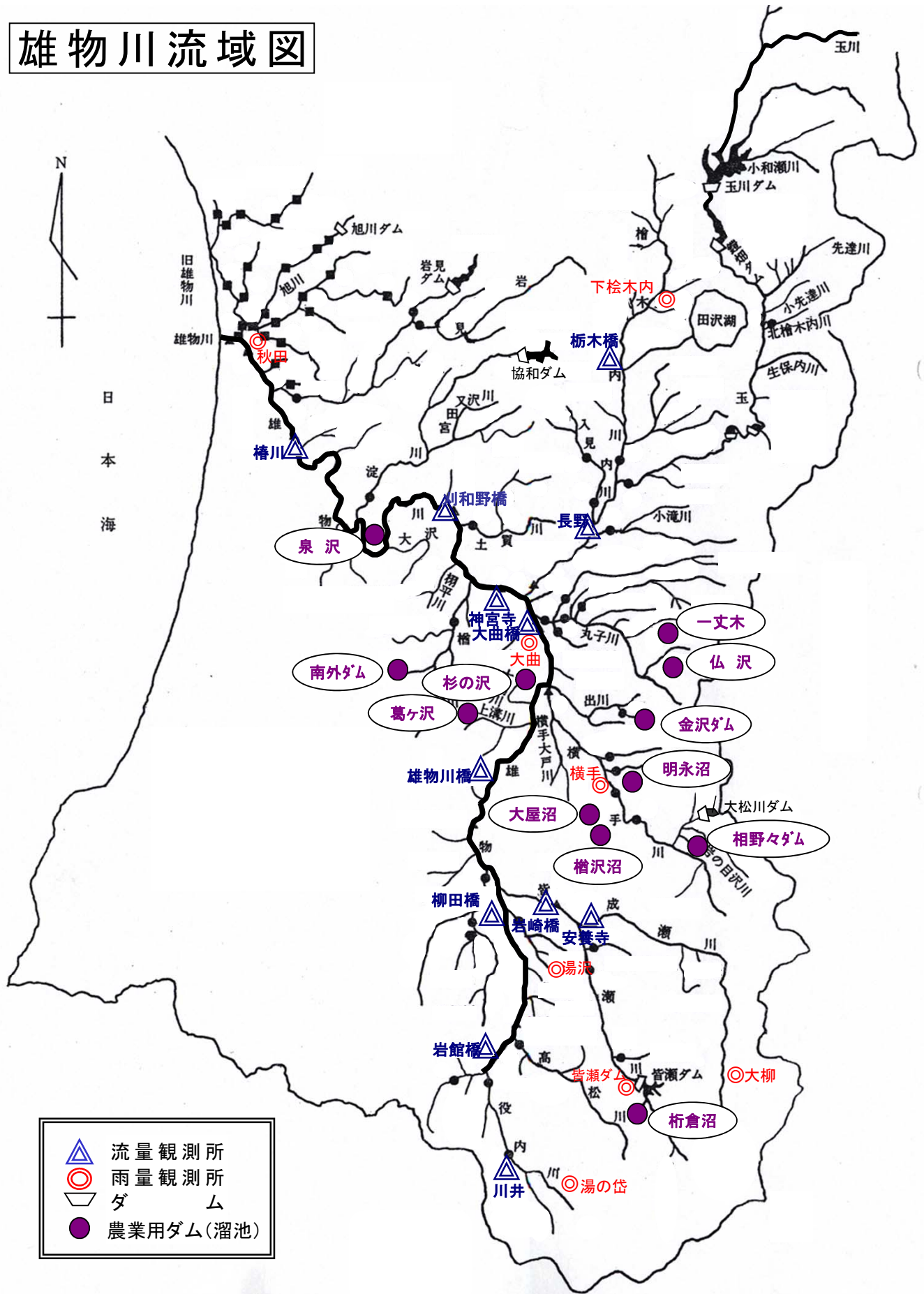
会議資料

平成28年6月13日（月）

# 目 次

■雄物川流域図	1
■雄物川水系渇水情報連絡会規約（案）	2
■雄物川水系の流況	
□主要流量観測地点の流量（1月～12月）	6
□主要流量観測地点の河川流況	15
□各ダムの積雪深（1月～4月）	16
□各ダムの貯水位（1月～9月）	19
■渇水対策要領	
□東北地方整備局渇水対策要領	22
□秋田河川国道事務所渇水対策要領	26
□湯沢河川国道事務所渇水対策要領	28

# 雄物川流域図



## 雄物川水系渇水情報連絡会規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

### （協議事項）

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- （1）水利用の実態に関する情報交換
- （2）水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- （3）河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- （4）合理的な水利用の方策に関する事
- （5）その他必要と認められる事項に関する事

### （組織）

第4条 連絡会は、別表－1に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表－1に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

### （会議の招集）

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- （1）毎年度（定例会）
- （2）会長が必要と認めたとき

### （部会）

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、濁水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

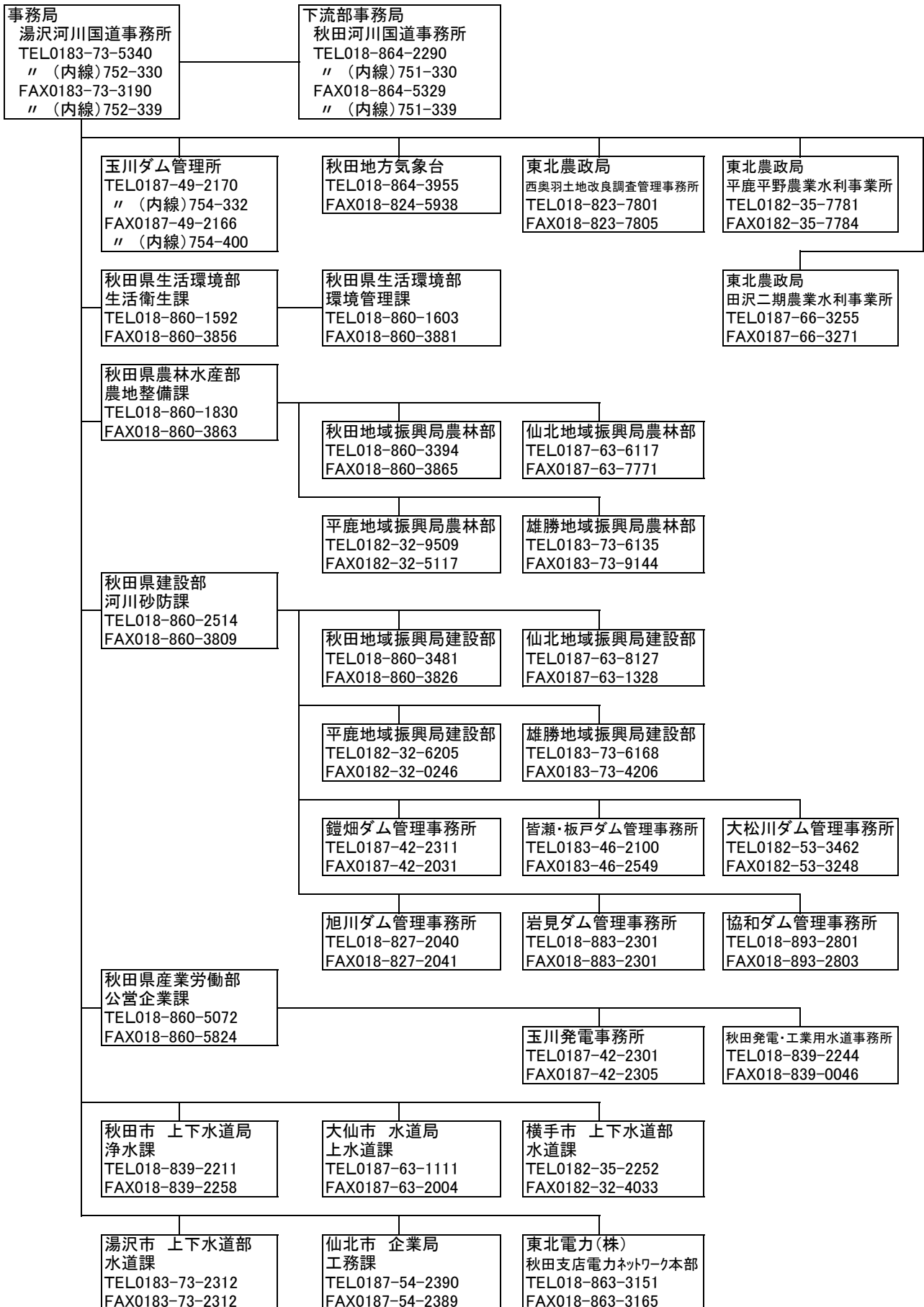
付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

## 雄物川水系湯水情報連絡会 役員名簿(案)

役員等	機 関 名	役 職	上流 部会	下流 部会
会 長	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長		
副会長	秋田県 建設部 河川砂防課	河川砂防課長	○	○
部会長	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長		○
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	○	
委 員	東北地方整備局 玉川ダム管理所	管理所長	○	○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	副所長		○
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長	○	
"	秋田地方気象台	防災管理官	○	○
"	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	企画課長	○	○
"	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	調査設計課長	○	
"	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	工事課長	○	
"	秋田県 生活環境部 環境管理課	環境管理課長	○	○
"	秋田県 生活環境部 生活衛生課	生活衛生課長	○	○
"	秋田県 農林水産部 農地整備課	農地整備課長	○	○
"	秋田県 産業労働部 公営企業課	公営企業課長	○	○
"	秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	事務所長	○	○
"	秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	事務所長	○	○
"	秋田県 秋田地域振興局 農林部	農林部長		○
"	秋田県 仙北地域振興局 農林部	農林部長	○	○
"	秋田県 平鹿地域振興局 農林部	農林部長	○	
"	秋田県 雄勝地域振興局 農林部	農林部長	○	
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部	建設部長		○
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部工務課 旭川ダム管理事務所	事務所長		○
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部工務課 岩見ダム管理事務所	事務所長		○
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部	建設部長	○	○
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部工務課 鎧畑ダム管理事務所	事務所長	○	○
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部工務課 協和ダム管理事務所	事務所長	○	○
"	秋田県 平鹿地域振興局 建設部	建設部長	○	
"	秋田県 平鹿地域振興局 建設部工務課 大松川ダム管理事務所	事務所長	○	
"	秋田県 雄勝地域振興局 建設部	建設部長	○	
"	秋田県 雄勝地域振興局 建設部工務課 皆瀬・板戸ダム管理事務所	事務所長	○	
"	秋田市 上下水道局 浄水課	浄水課長		○
"	大仙市 水道局 上水道課	上水道課長	○	
"	横手市 上下水道部 水道課	水道課長	○	
"	湯沢市 上下水道部 水道課	水道課長	○	
"	仙北市 企業局 工務課	工務課長	○	
"	東北電力(株)秋田支店 電力ネットワーク本部	用地センター部長	○	○
事務局	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課長	○	
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課水防企画係長	○	
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課長	○	
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課専門職	○	
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課河川管理係長	○	
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課長		○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課専門官		○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課水防企画係長		○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課長		○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	建設専門官		○
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課河川管理係長		○

# 雄物川水系治水情報連絡図(案)

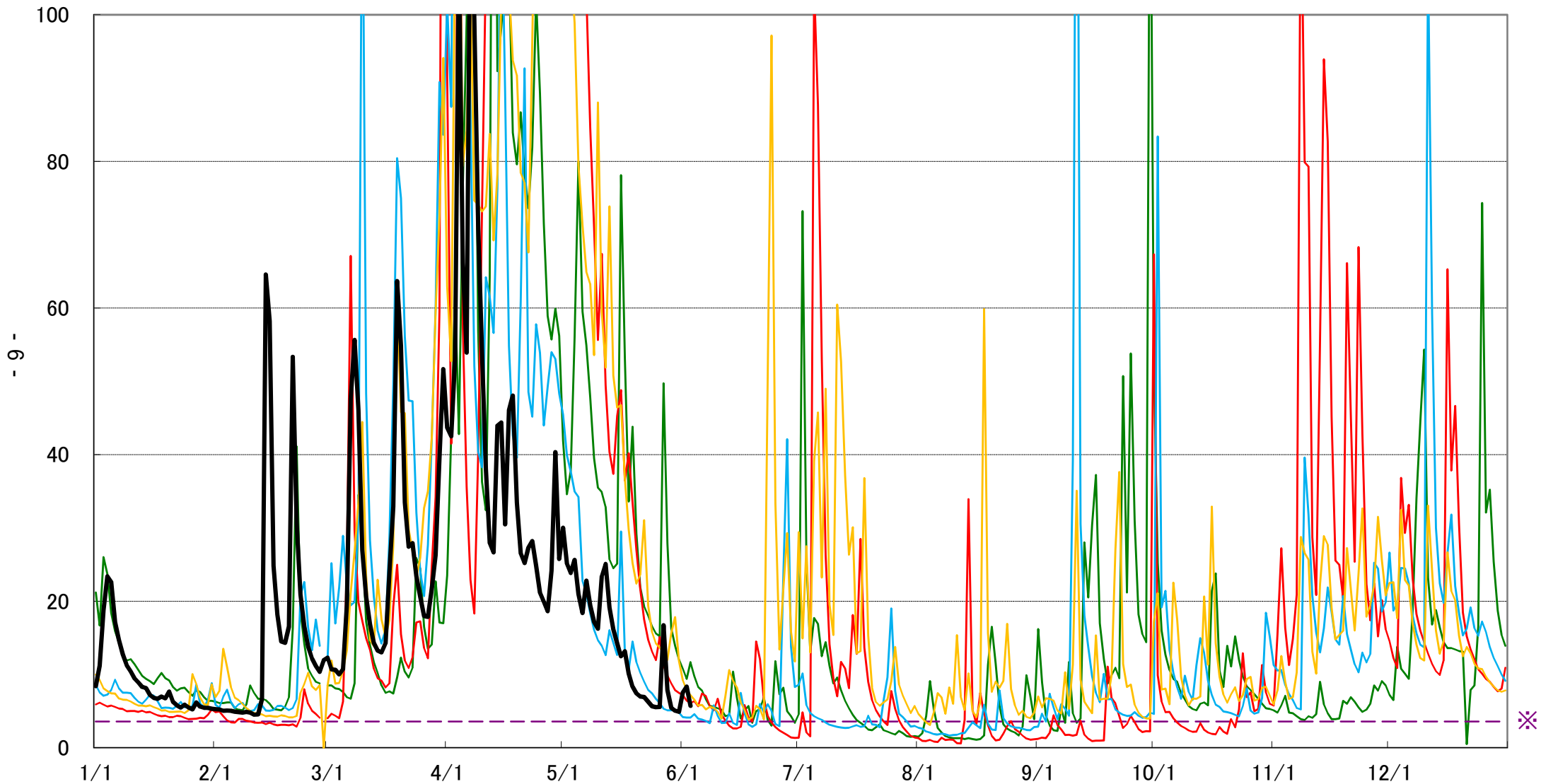
(平成27年7月9日現在)



# <岩館流量観測所>

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均值
- H28(速報値)

流量(m<sup>3</sup>/s)



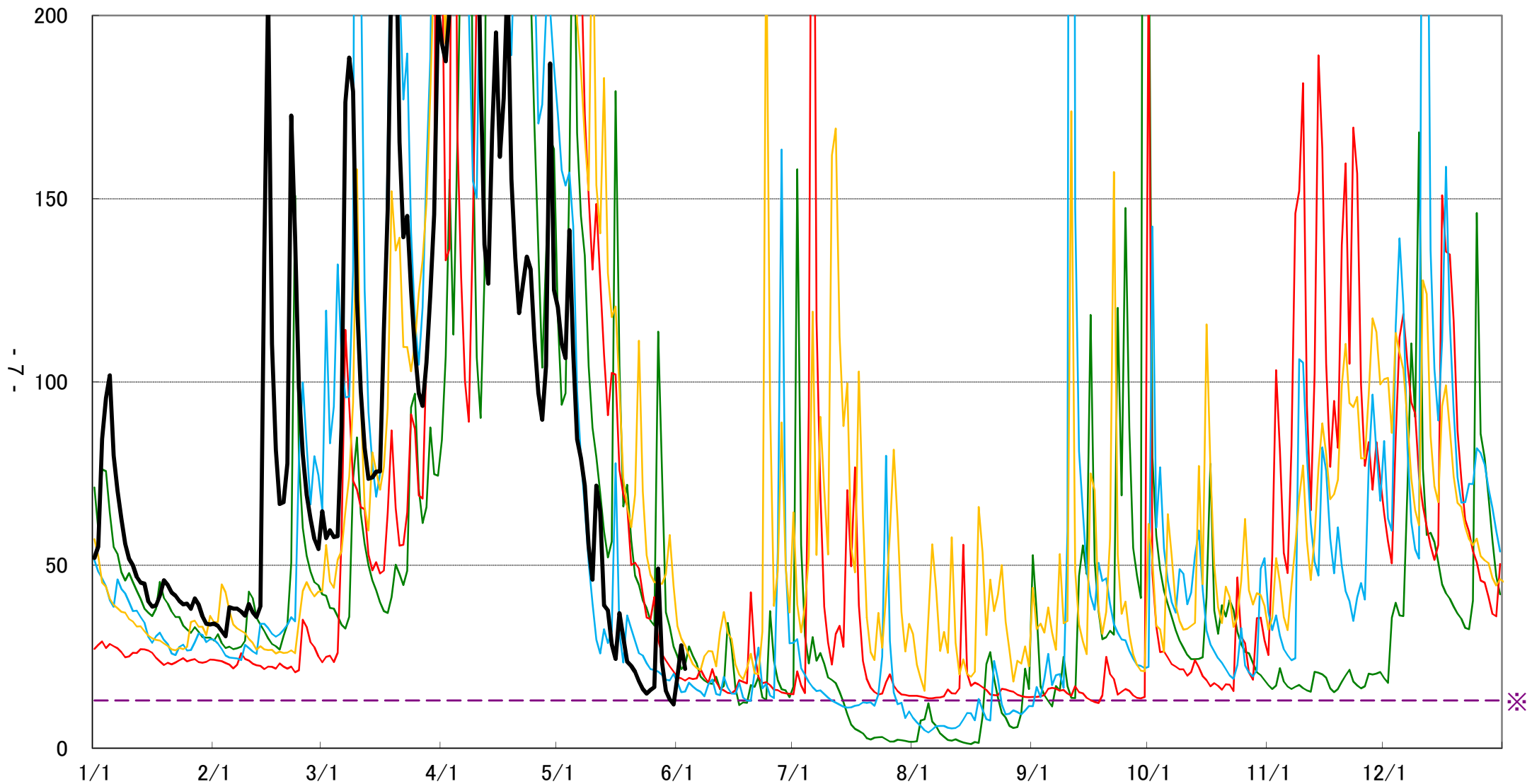
※5年平均濁水流量H22-H26  
3.59m<sup>3</sup>/s



# ＜雄物川橋流量観測所＞

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均值
- H28(速報値)

流量(m<sup>3</sup>/s)

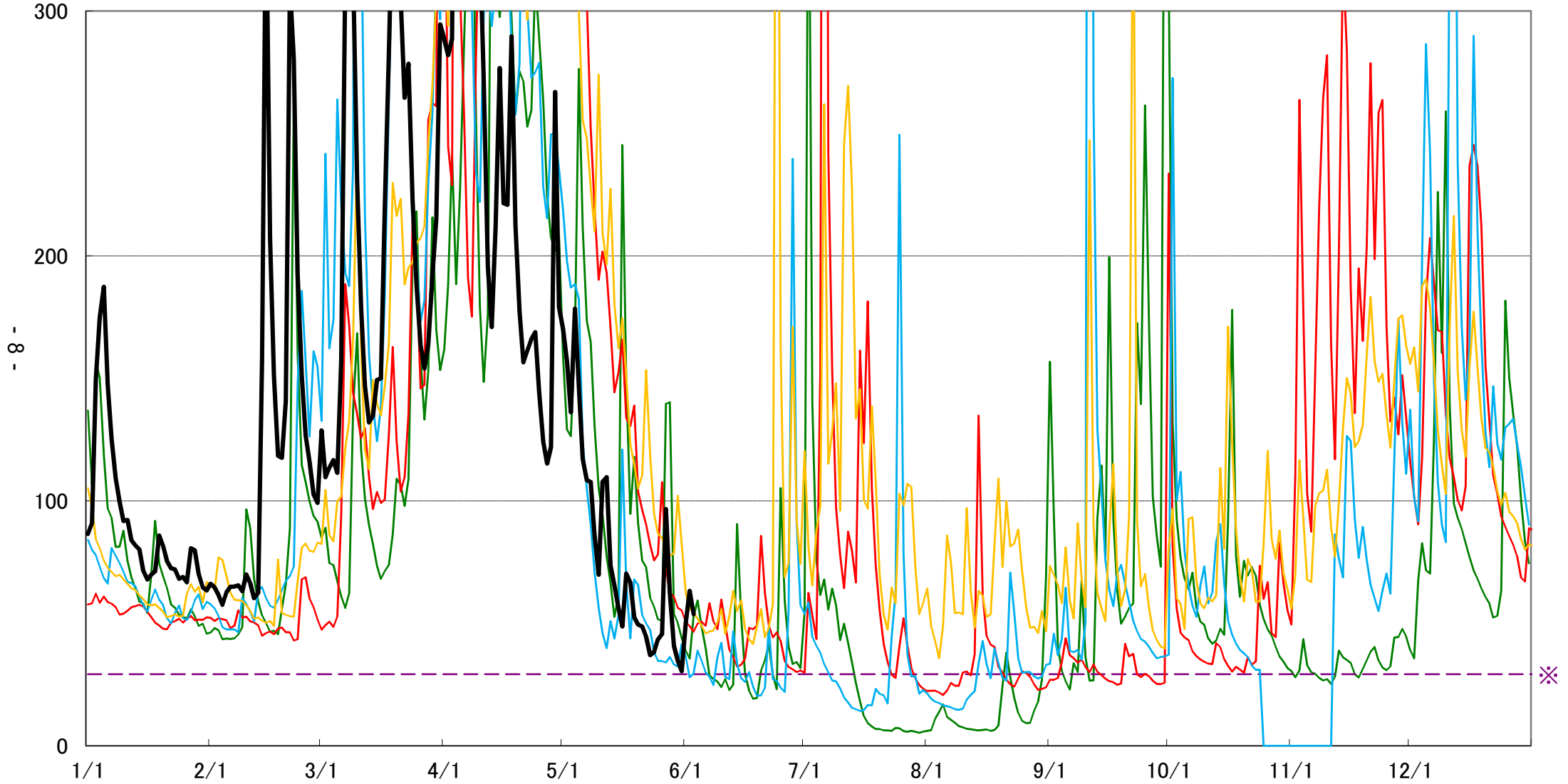


※5ヶ年平均濁水流量H22-H26  
13.06m<sup>3</sup>/s

# <大曲橋流量観測所>

流量 (m<sup>3</sup>/s)

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均値
- H28 (速報値)

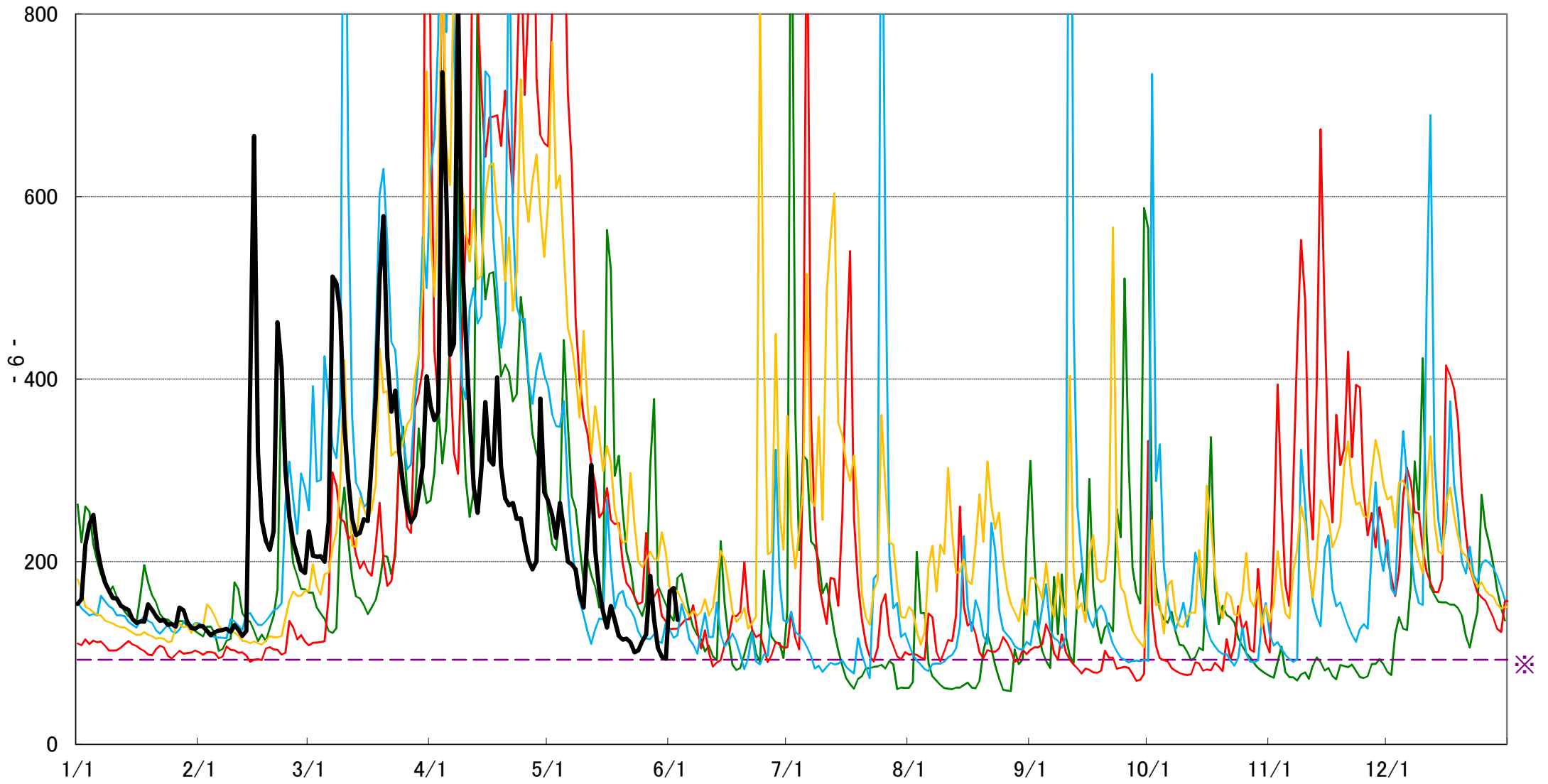


※5年平均濁水流量H22-H26  
29.23m<sup>3</sup>/s

# <神宮寺流量観測所>

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均値
- H28(速報値)

流量(m<sup>3</sup>/s)

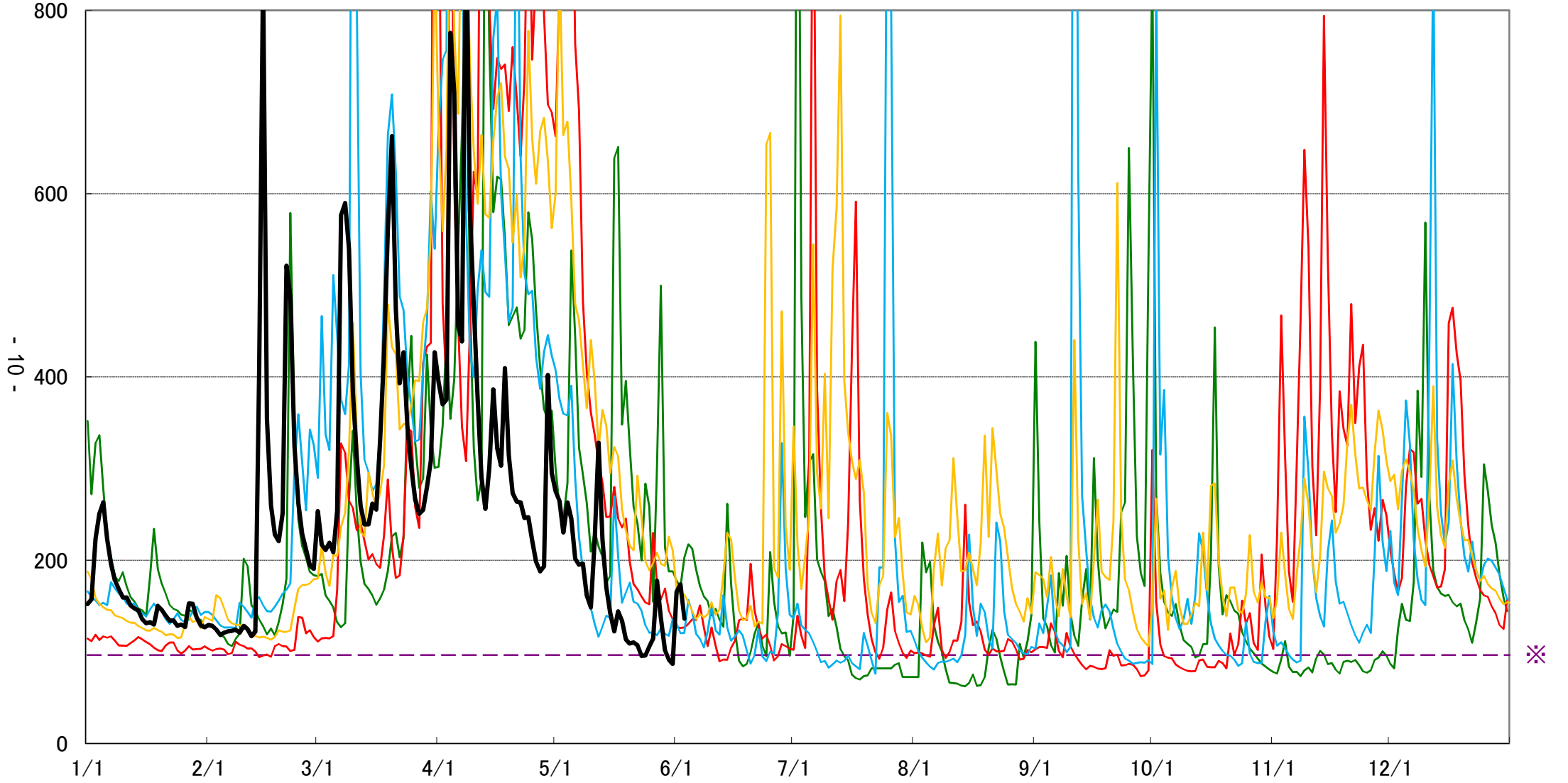


※5年平均湧水流量H22-H26  
92.52m<sup>3</sup>/s

# <刈和野橋流量観測所>

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均値
- H28(速報値)

流量(m<sup>3</sup>/s)

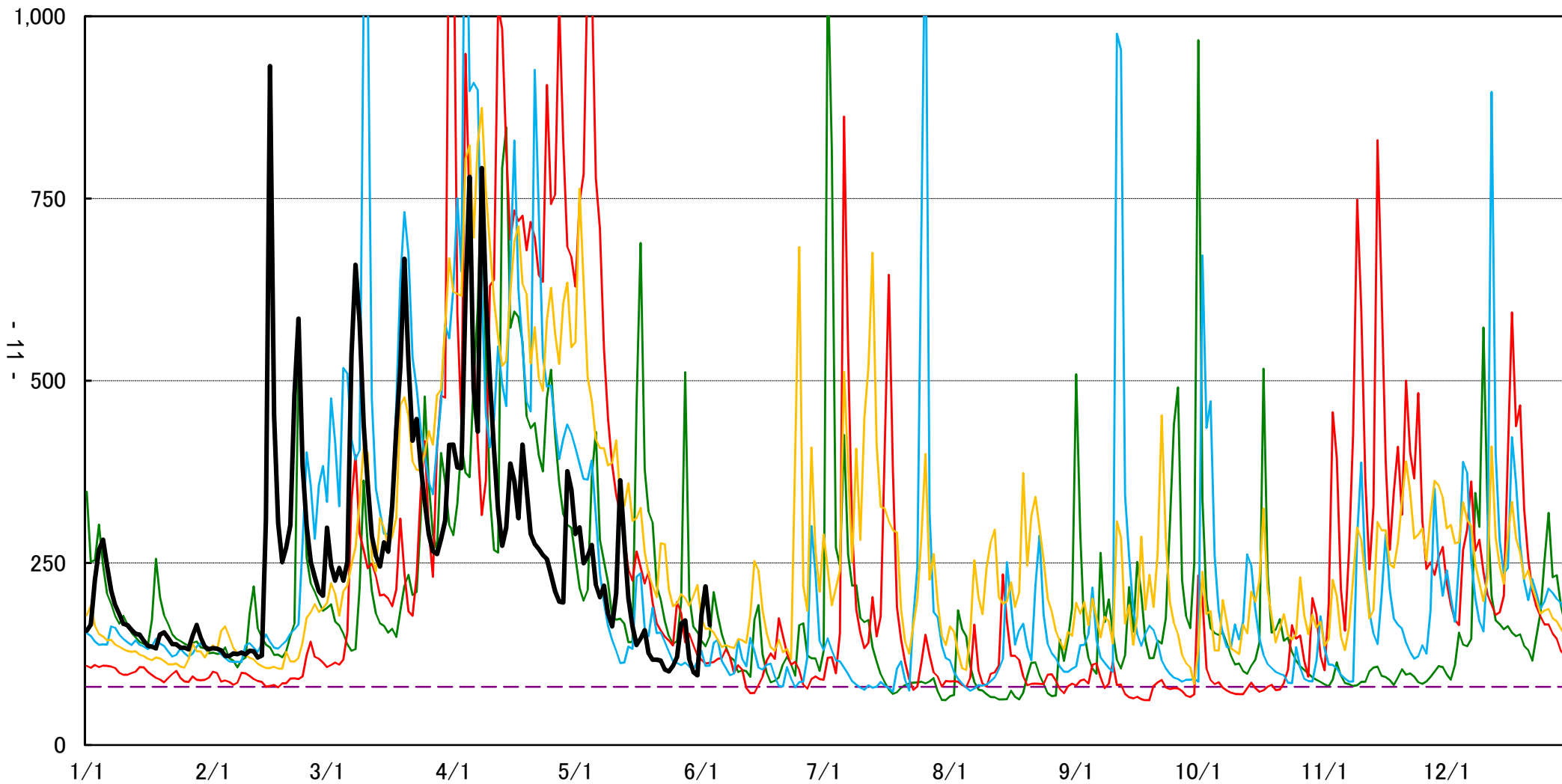


※5年平均濁水流量H22-H26  
96.48m<sup>3</sup>/s

流量(m<sup>3</sup>/s)

# < 樅川流量観測所 >

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均值
- H28(速報値)

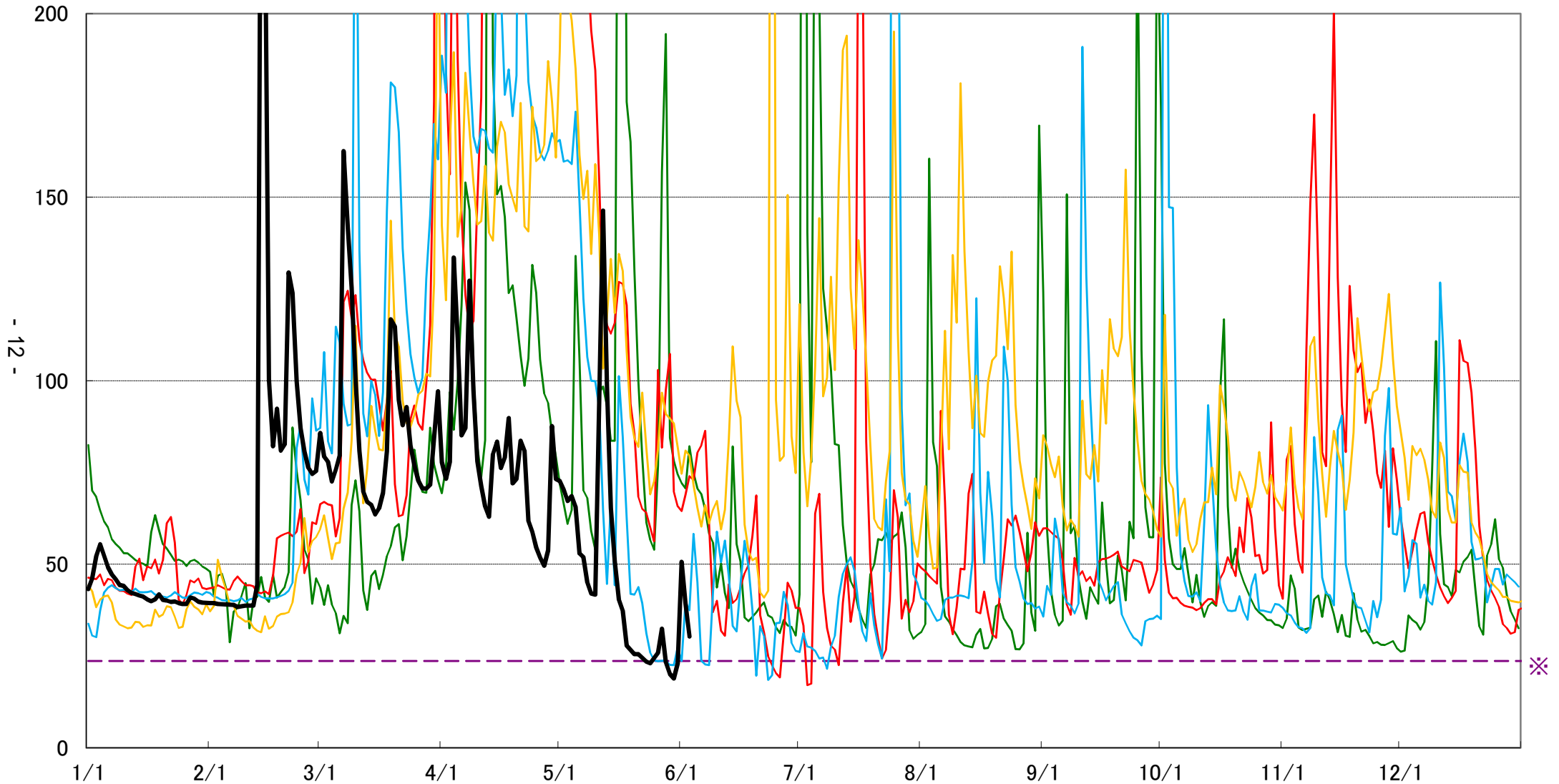


※正常流量 80m<sup>3</sup>/s

# <長野流量観測所>

流量(m<sup>3</sup>/s)

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均値
- H28(速報値)

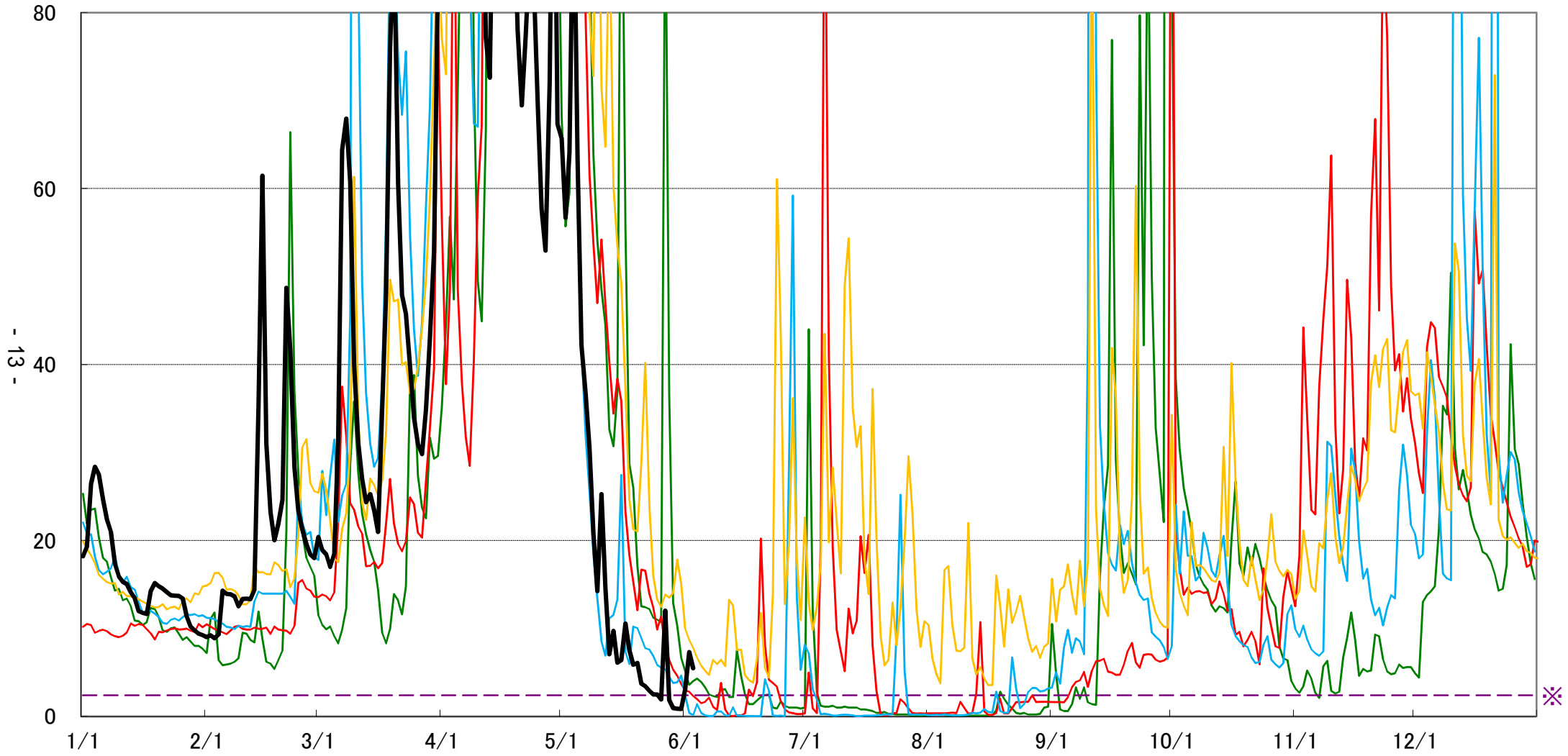


※5ヶ年平均濁水流量H22-H26  
23.65m<sup>3</sup>/s

# <岩崎橋流量観測所>

流量 (m<sup>3</sup>/s)

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均値
- H28(速報値)

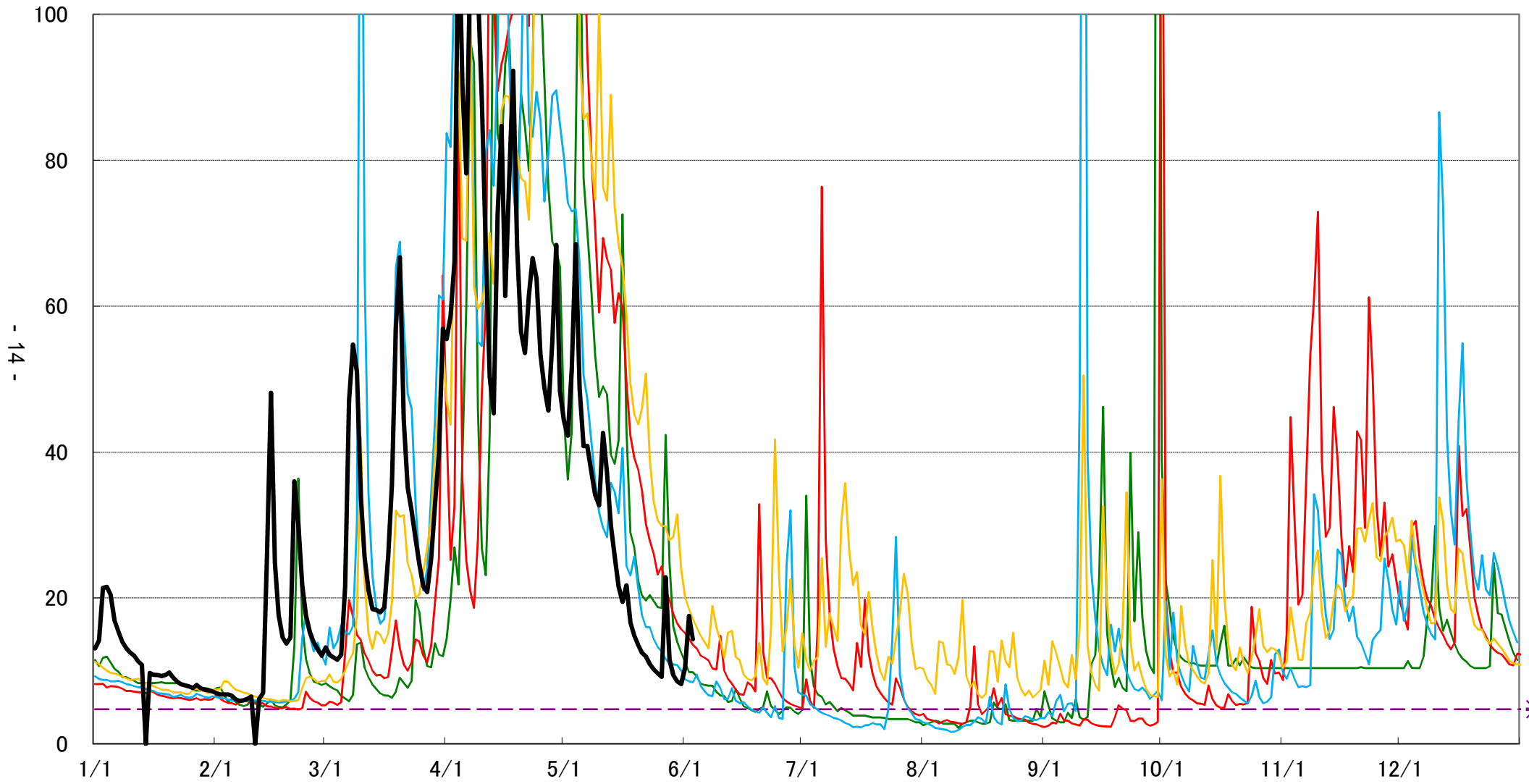


※5ヶ年平均濁水流量H22-H26  
2.39m<sup>3</sup>/s

# ＜安養寺流量観測所＞

流量(m<sup>3</sup>/s)

- H6
- H24
- H27
- H23~27平均值
- H28(速報値)



※5年平均濁水流量H22-H26  
4.75m<sup>3</sup>/s



# 雄物川水系主要観測地点の河川流況

水位観測所地点での正常流量及び過去5ヶ年平均濁水流量(H21~H25)

観測所名	河川名	H22	H23	H24	H25	H26	正常流量 (m <sup>3</sup> /s)	過去5ヶ年平均濁水流量 (H22~H26)
岩館	雄物川	5.20	3.02	1.86	4.19	3.66		3.59
雄物川橋	雄物川	13.51	7.85	16.89	14.94	12.11		13.06
大曲橋	雄物川	37.34	22.71	23.48	37.07	25.56		29.23
神宮寺	雄物川	109.16	92.03	82.12	96.41	82.89		92.52
刈和野橋	雄物川	115.51	86.55	85.81	105.32	89.22		96.48
椿川	雄物川	113.18	85.69	73.90	96.05	81.39	80.00	90.04
長野	玉川	27.48	22.72	22.80	21.29	23.98		23.65
岩崎橋	皆瀬川	2.55	1.23	1.49	6.44	0.24	(2.80)	2.39
安養寺	成瀬川	5.97	4.23	3.30	5.91	4.34		4.75

※青色網掛は秋田・湯沢河川国道事務所濁水対策支部運営要領に定める基準地点

注意体制の基準流量は、当分の間、椿川で80m<sup>3</sup>/s(正常流量)、他の4地点は、整備局濁水対策細則に定める「河川の正常流量が定まっていない河川の場合」(最近5ヶ年平均濁水流量を一週間程度下回り、早期回復が見込まれない)を適用する。

玉川ダムにおいて、確保相当の水位を一週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合も注意体制に入る。

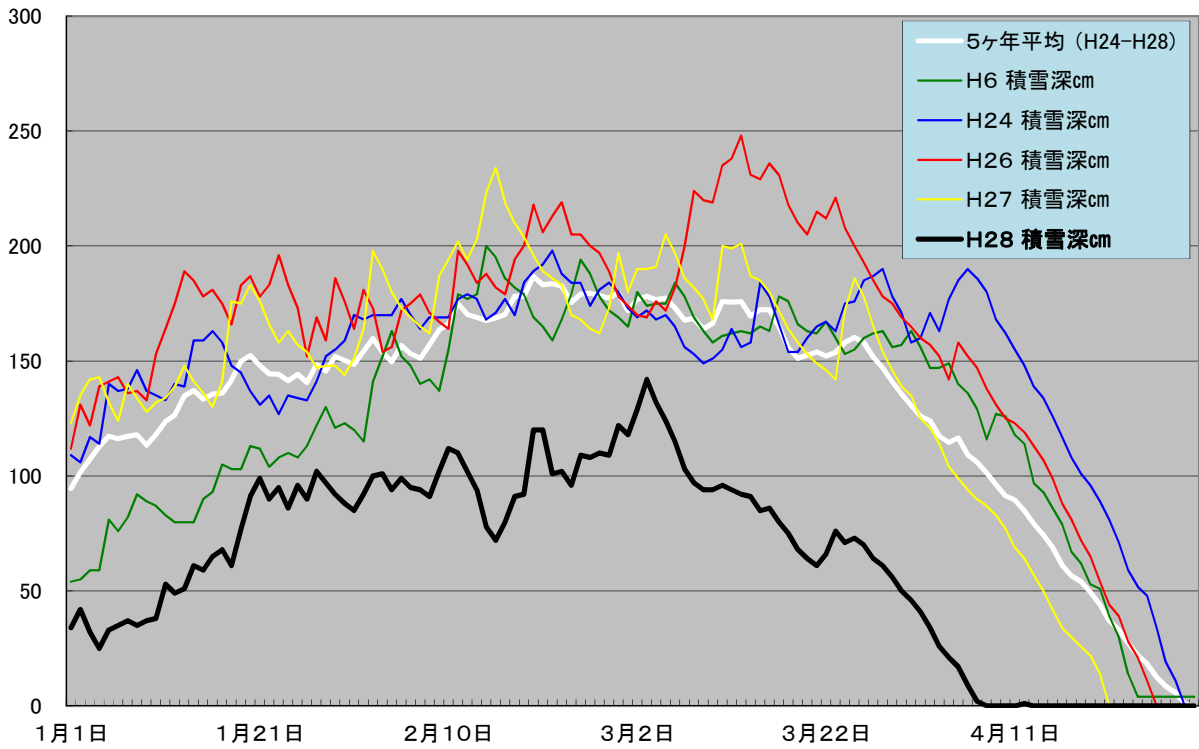
各観測所における9時現在の流量

観測所	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/13
岩館	7.47	7.12	7.12	6.44	6.12	5.80	5.46	21.96	8.58	5.46	5.17	4.90	6.12	7.83	5.80	
雄物川橋	23.34	22.48	20.82	16.93	15.49	16.21	16.21	84.90	25.10	16.21	14.12	11.56	18.44	24.21	22.48	
大曲橋	48.52	46.60	44.72	35.89	35.89	41.07	44.72	82.00	65.29	41.07	35.89	28.03	44.72	閉局	56.60	
神宮寺	114.82	113.03	111.26	97.58	97.58	109.50	116.62	177.17	137.36	102.60	94.30	81.74	155.58	閉局	137.36	
刈和野橋	104.63	107.92	106.27	90.43	91.96	101.38	109.59	161.44	138.00	99.78	90.43	80.11	157.41	閉局	139.88	
椿川	116.37	113.98	116.37	104.68	102.42	106.97	118.78	141.60	181.08	121.22	102.42	93.61	172.50	231.27	169.48	
長野	25.68	26.20	24.65	23.65	22.66	24.15	26.20	37.73	23.15	18.93	18.05	17.19	44.28	39.00	閉局	
岩崎橋	5.31	4.61	3.67	3.18	2.52	<b>2.31</b>	<b>2.11</b>	26.69	<b>2.11</b>	<b>0.98</b>	<b>0.86</b>	<b>0.86</b>	<b>2.31</b>	閉局	5.69	
安養寺	13.50	12.32	12.32	11.19	10.47	9.77	9.10	34.65	12.32	9.77	8.77	7.82	9.10	閉局	14.74	

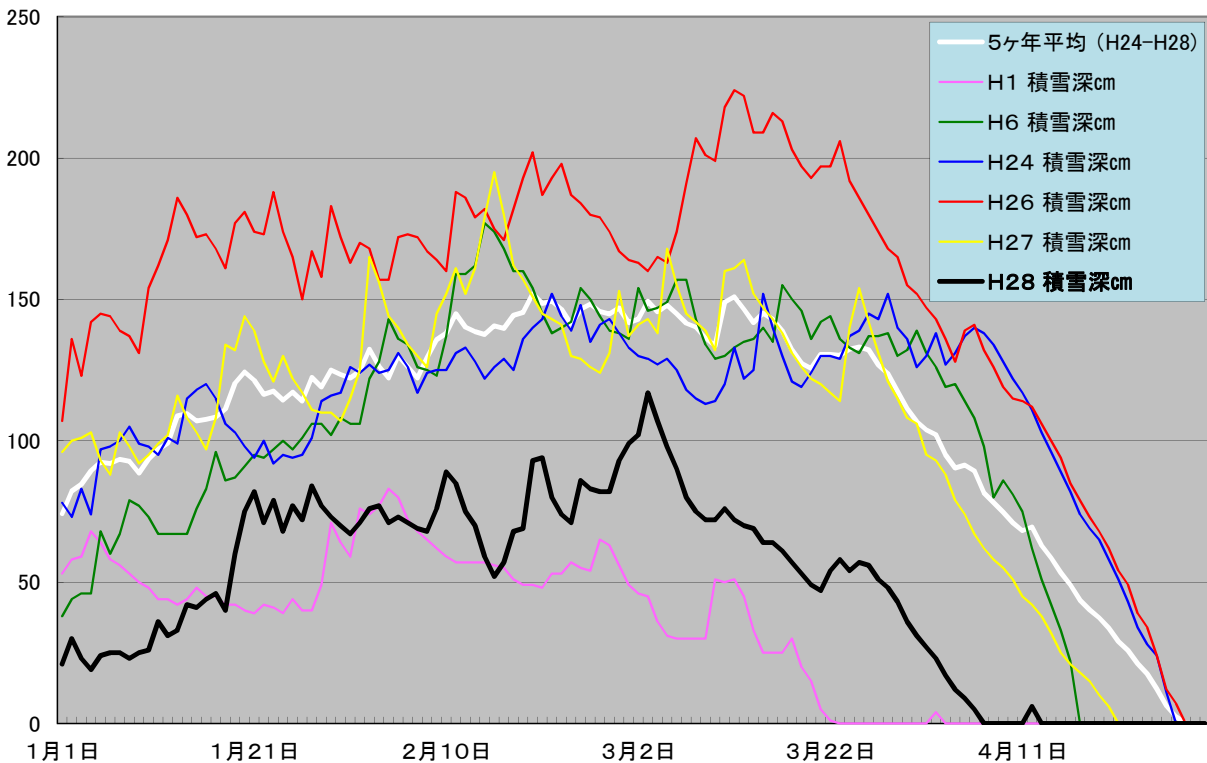
※ 流量は、暫定値です。

※ 長野は、河川流況の変化により、実測値との乖離があり、現在調整中です。

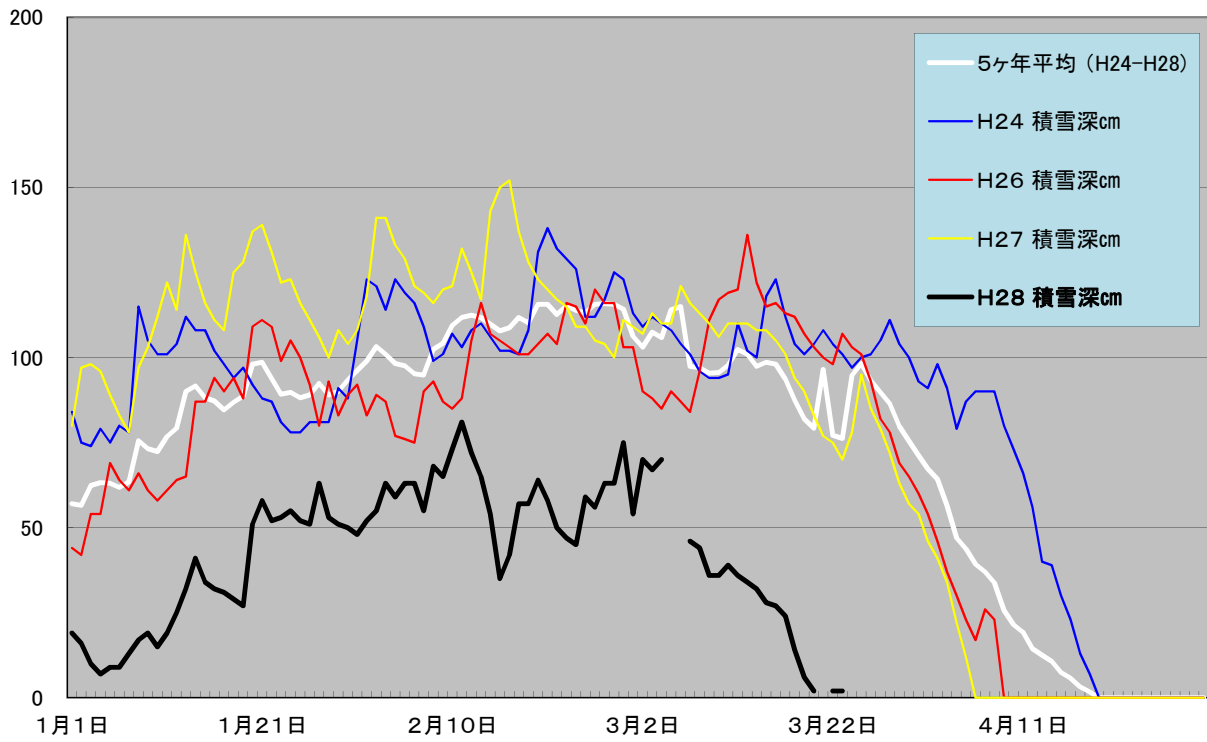
玉川ダム(積雪深)



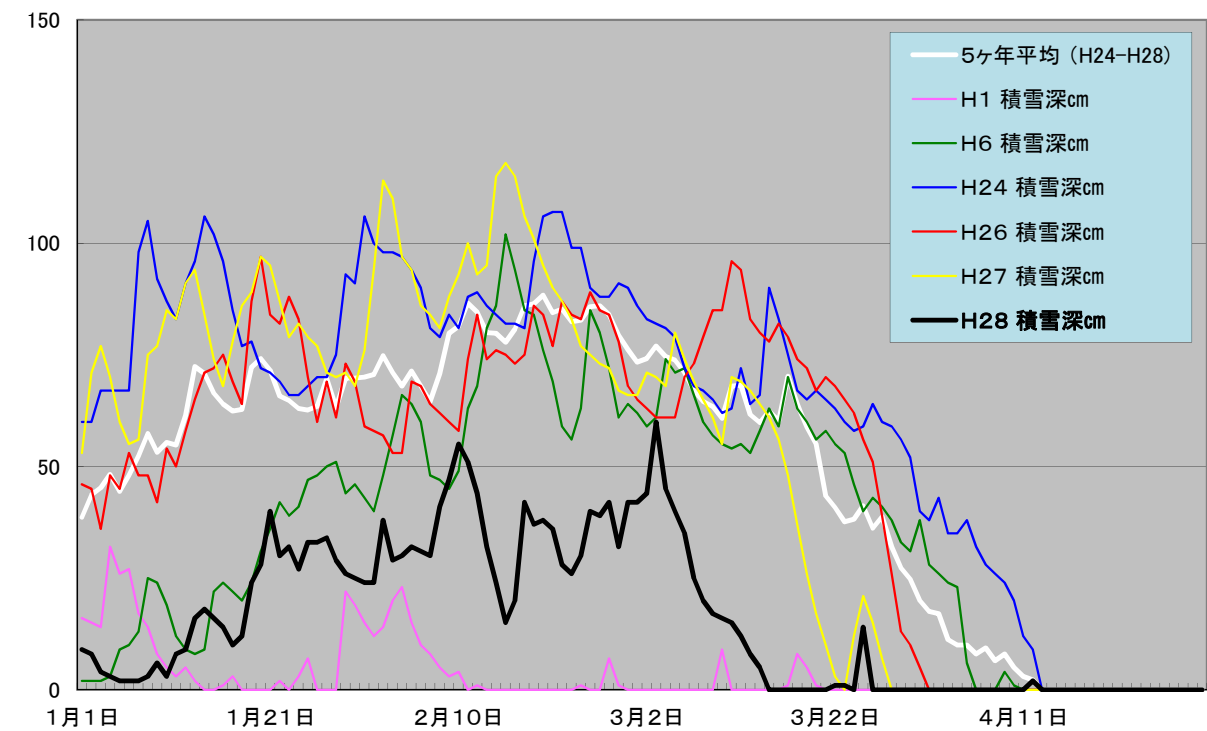
鎧畑ダム(積雪深)



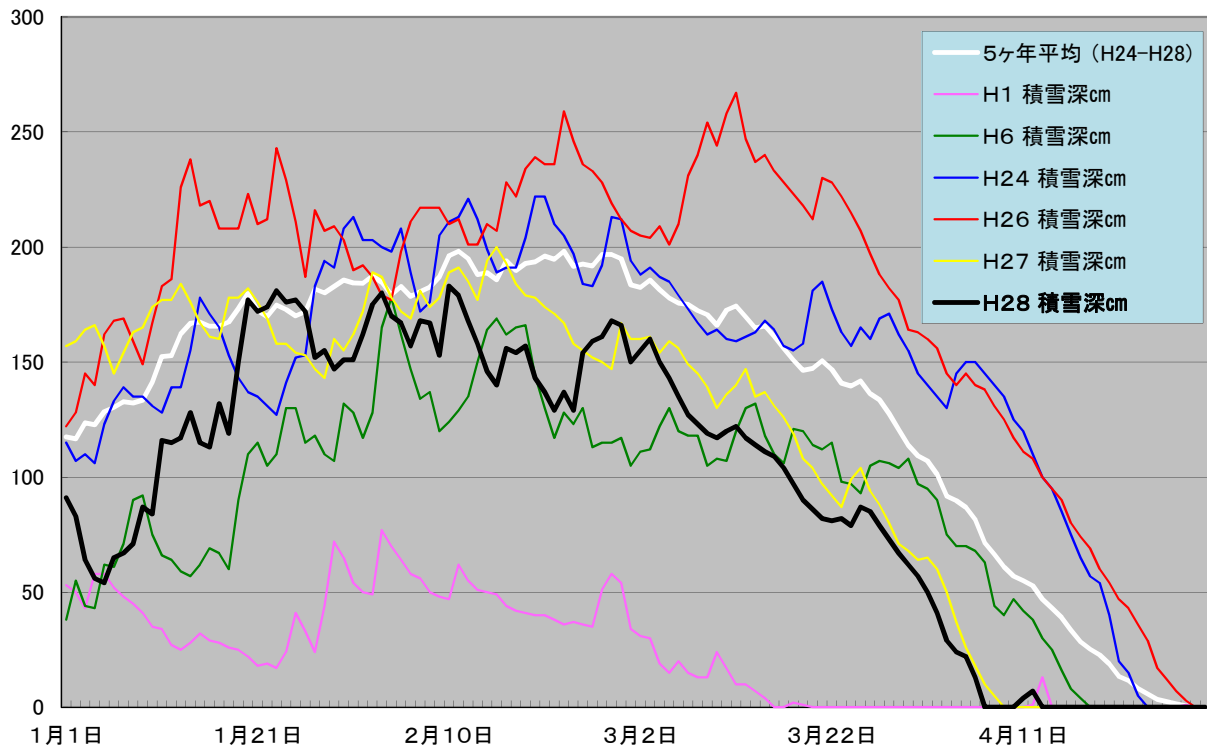
協和ダム(積雪深)



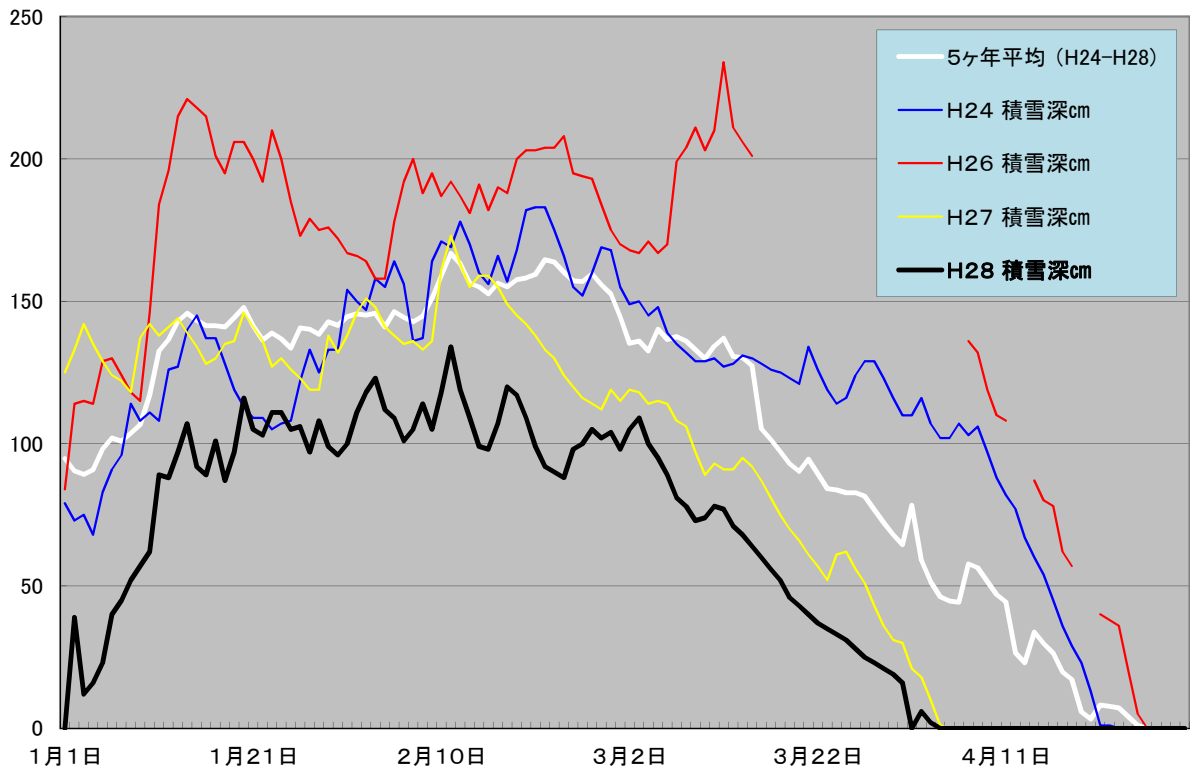
岩見ダム(積雪深)



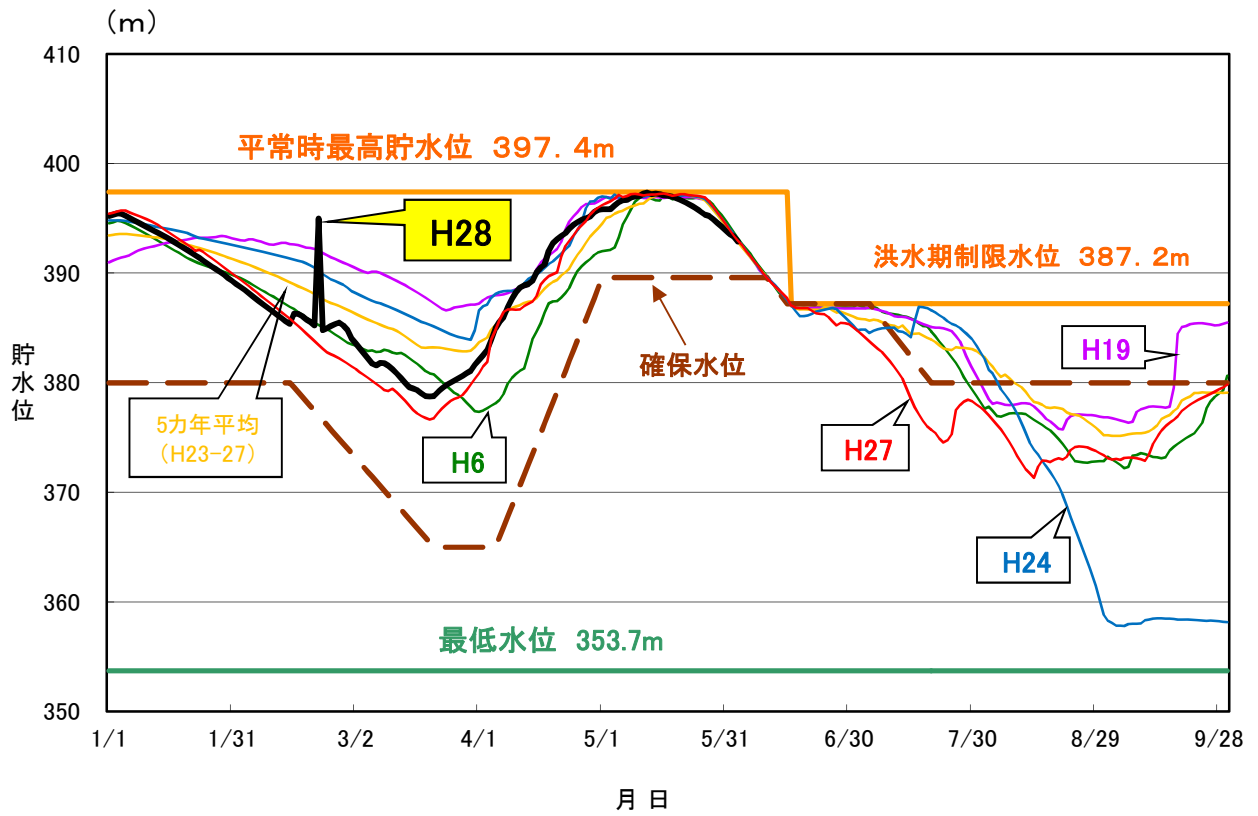
皆瀬ダム(積雪深)



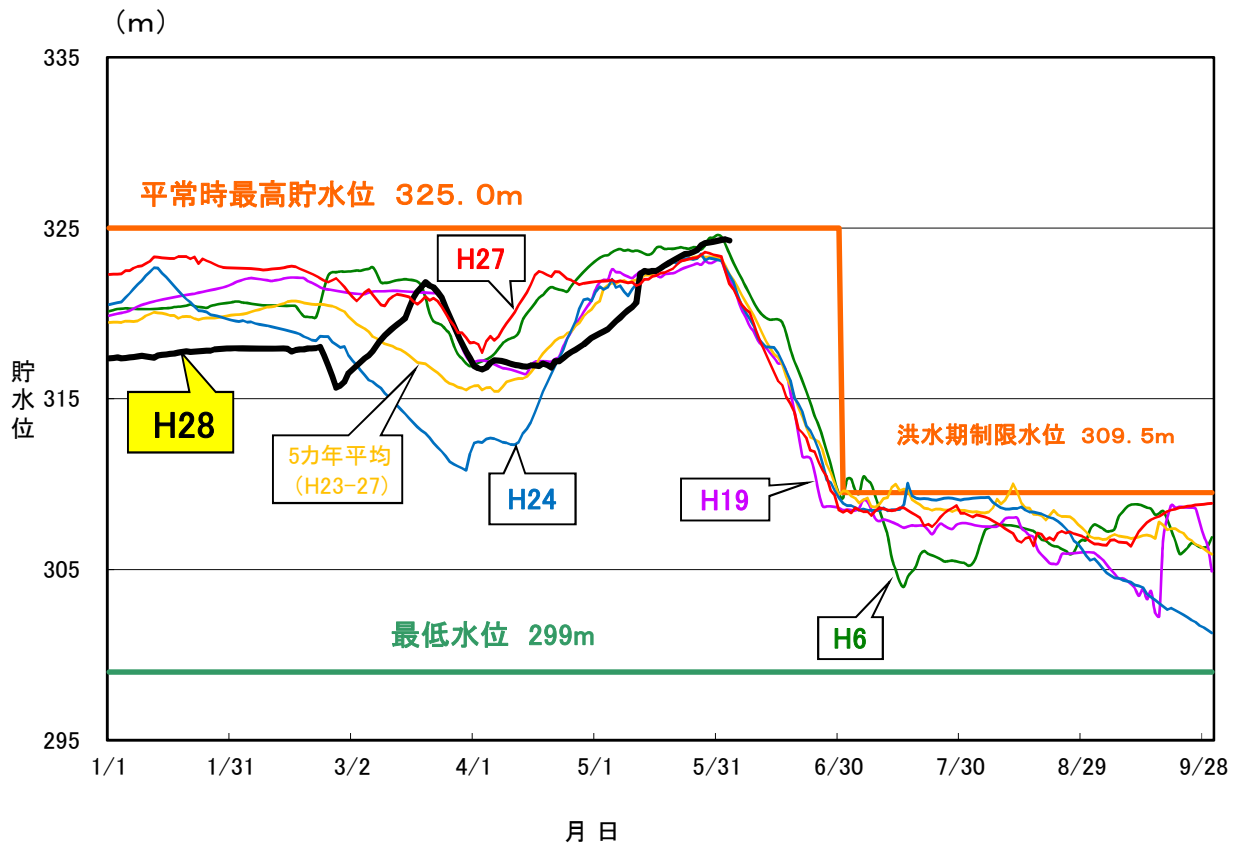
大松川ダム(積雪深)



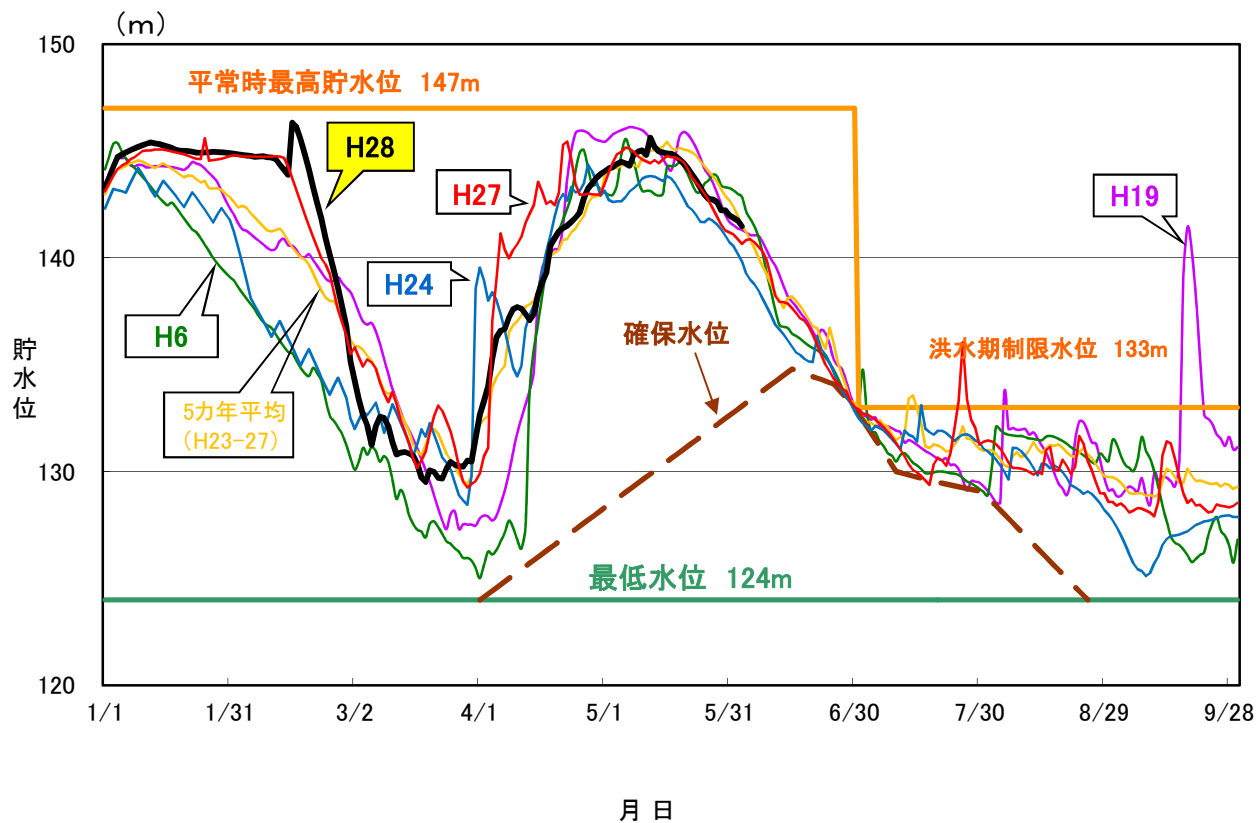
### 玉川ダム貯水位



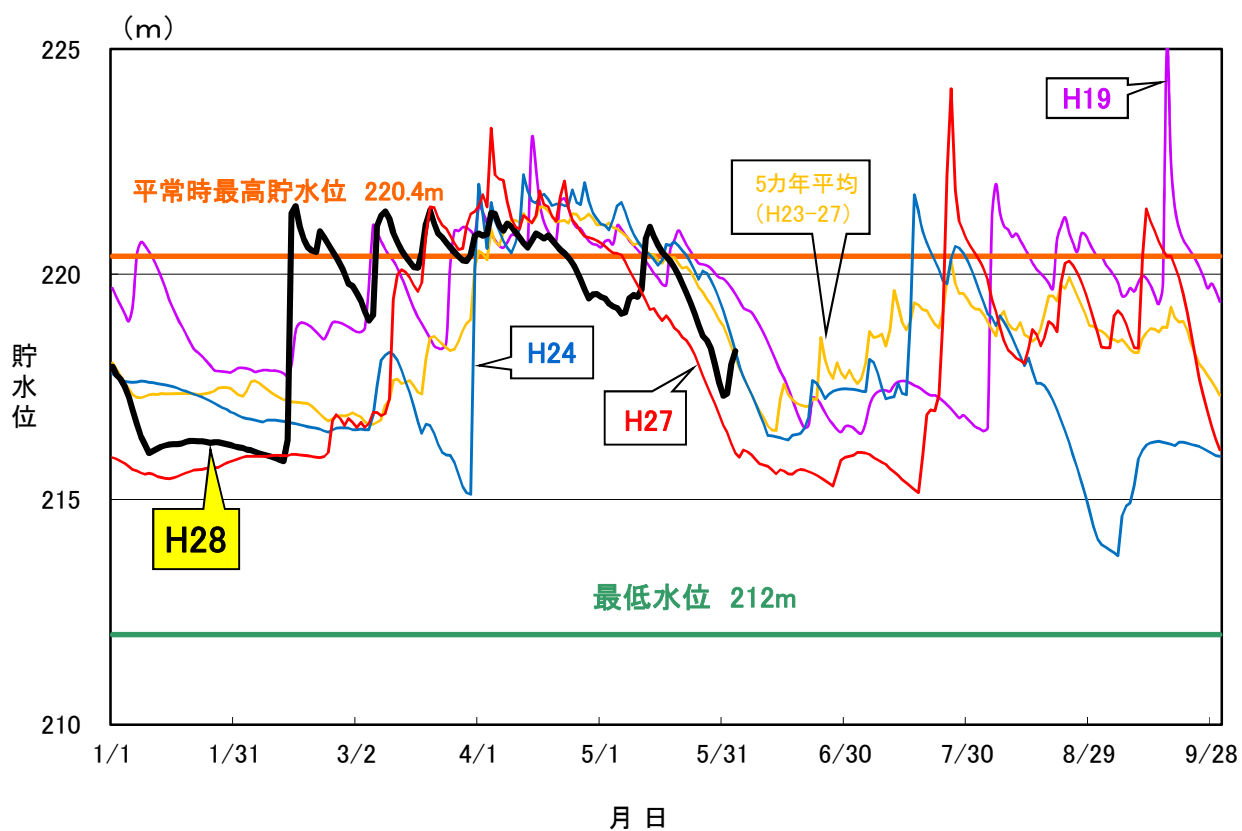
### 鎧畑ダム貯水位



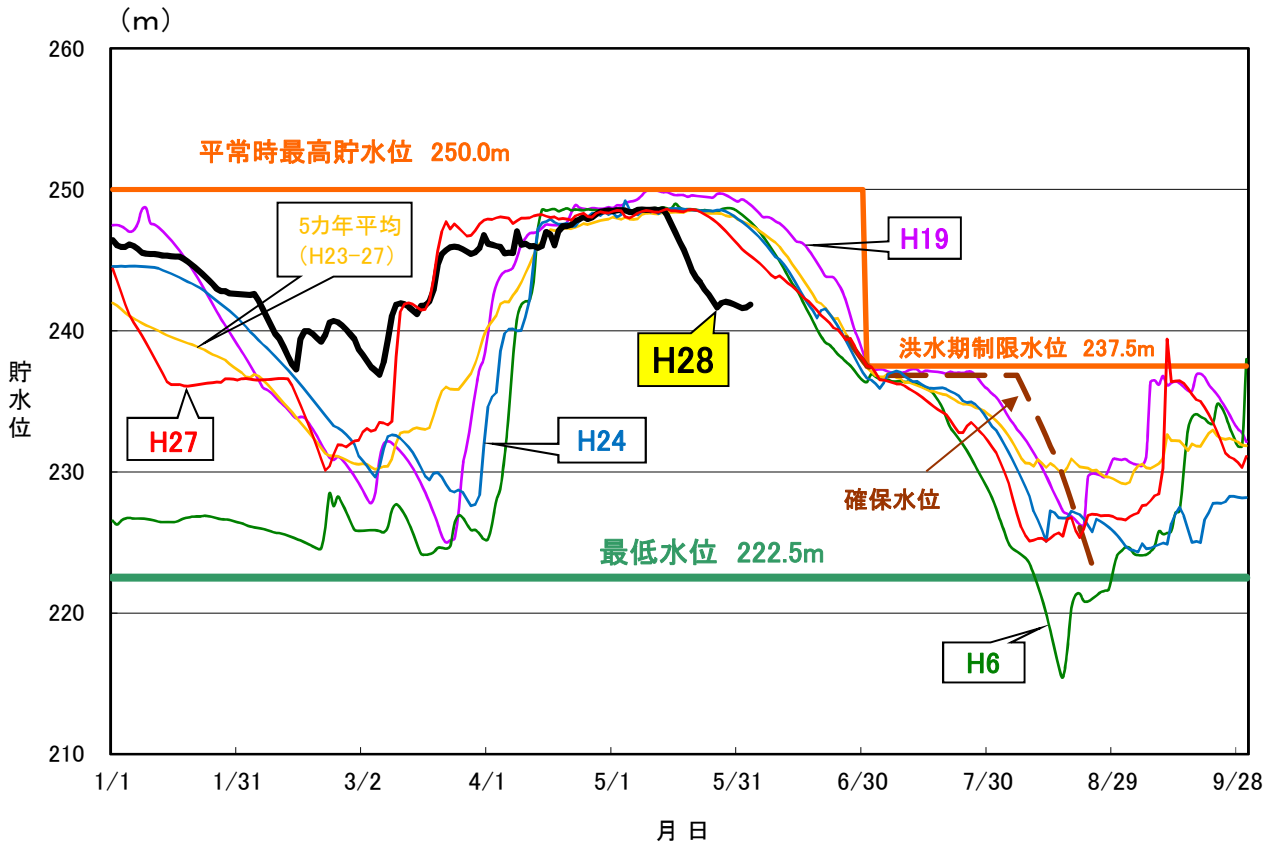
### 岩見ダム貯水位



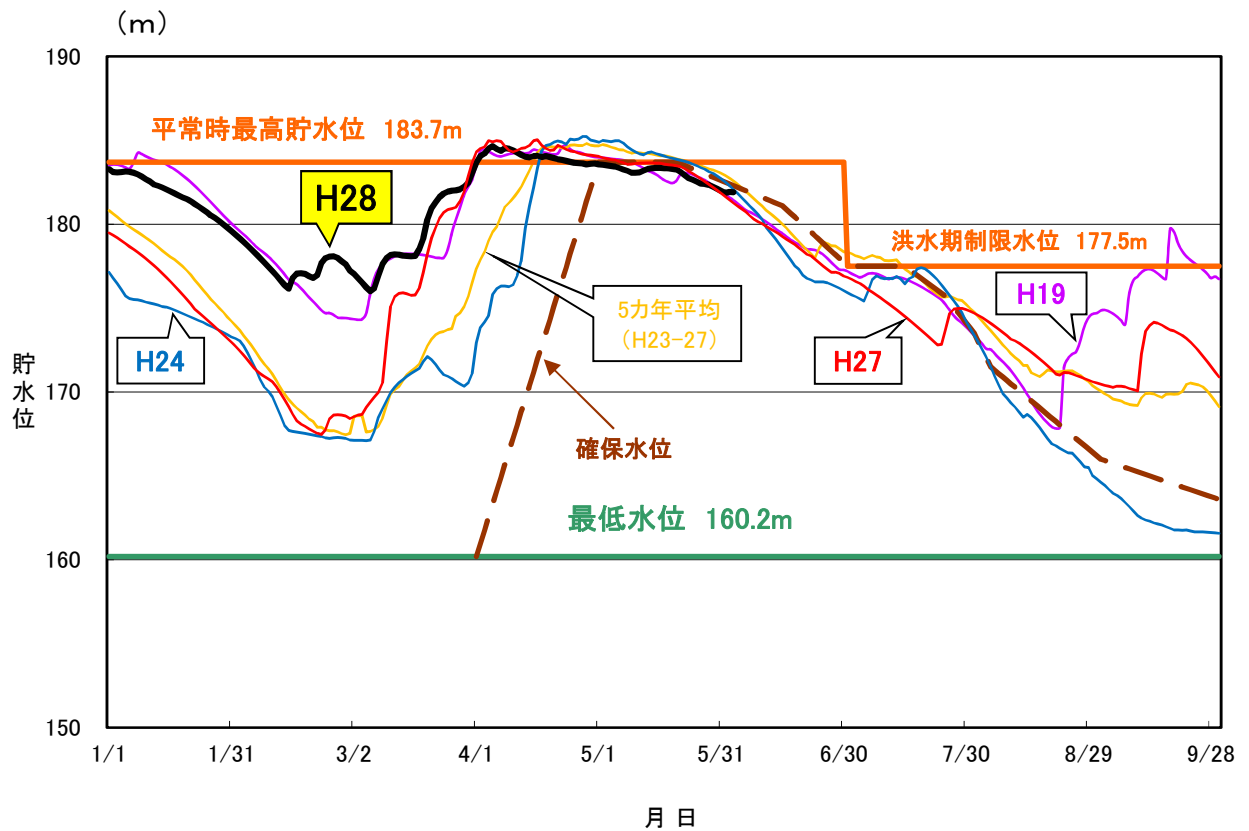
### 協和ダム貯水位



### 皆瀬ダム貯水位



### 大松川ダム貯水位



## 東北地方整備局渇水対策要領

全面改訂 平成17年1月7日 国東整規第80号

一部改定 平成17年4月1日 国東整規第9号

一部改定 平成23年7月28日 東北地方整備局訓令第10号

### (目的)

第1条 東北地方整備局渇水対策要領（以下「要領」という。）は、渇水に際しての、東北地方整備局の組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

### (本部及び支部の設置等)

第2条 渇水時における業務を迅速かつ適確に実施するため、東北地方整備局に渇水対策本部（以下「本部」という。）、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条に定める事務所及び管理所に支部（以下「支部」という。）を設置するものとする。

- 2 本部及び支部の設置基準は、別に細則で定める。
- 3 設置の事由が解消された場合には、速やかに、本部及び支部を解散するものとする。

### (本部の組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長、総括班長、本部付け、班長及び班員をもって組織し、編成は別表－1によるものとする。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の業務を掌理する。
- 3 本部長代理は、副局長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 副本部長は、河川部長をもって充て、各班の総括を行う。
- 5 本部長に事故等があるときは、その職務を本部長代理、副本部長が代行することができる。
- 6 総括班長は各班の指揮、渇水に係わる情報の統括及び広報活動を行う。
- 7 本部付けは、本部長、本部長代理、副本部長の命を受け、渇水対策業務を行う。
- 8 班長は、班員を指揮監督し、渇水対策業務を行う。
- 9 本部長以下、各班長までの代行を、別表－2に規定する。

### (支部の組織)

第4条 支部は、支部長、副支部長、班長、班員等をもって組織する。

- 2 支部長は、当該事務所長又は管理所長をもって充て、支部の業務を掌理する。



- 3 副支部長は、事務所の副所長又は課長等をもって充て、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその業務を代行する。
- 4 班長は、支部長が任命し、班の渇水対策業務を行う。

(支部運営要領)

- 第5条 事務所長及び管理所長は、支部の渇水対策業務が適切かつ円滑になされるよう支部運営要領を定め、本部長に報告するものとする。
- 2 渇水調整の判断基準となる「流量基準地点」を、支部運営要領において定めるものとし、支部で細則に基づき、基準となる流量を定めた場合は、本部長に報告するものとする。

(渇水対策業務)

- 第6条 本部及び支部は、次に掲げる業務を行う。ただし、支部において第十号、十一号に掲げる業務を行う場合、その他の渇水調整方針に係る重要な事項については、本部長の承認を得て行うものとする。
- 一 気象及び水象状況の把握
  - 二 河川の水質状況の把握（ダム貯水池の水質状況を含む。）
  - 三 流況予測及び河川の水質予測（ダム操作予測と下流河川基準点の流況、水質予測を含む。）
  - 四 各利水者の取水実態の把握
  - 五 各利水者の水需要要望の把握
  - 六 排水実態の把握
  - 七 渇水被害実態の把握
  - 八 水質汚濁防止連絡協議会、渇水調整協議会その他の渇水対策に関わる組織との連絡調整
  - 九 関係地方公共団体、農業関係機関、電力会社等との情報連絡
  - 十 渇水調整案の作成及び渇水調整協議会等への渇水調整案の提示
  - 十一 渇水調整のためのダム操作規則に定める操作以外の操作
  - 十二 報道機関への広報活動
  - 十三 利水者への節水広報の指導
  - 十四 その他渇水対策上必要な業務

(支部への通知)

- 第7条 本部長は、次の各号の一に該当するときは、関係支部長に通知しなければならない。
- 一 本部が設置又は解散されたとき。

- 二 水質汚濁連絡協議会等の濁水に係わる会議が開催される時。
- 三 その他必要のある時。

(本部への報告)

第8条 支部長は、次の表の区分の各号の一に該当する時は、それぞれ当該区分の右欄に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

(細 則)

第9条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成17年1月7日から適用する。

(関係通達の廃止)

2 東北地方建設局濁水対策本部運営要領（昭和49年5月14日建東規第120号）は廃止する。

別表 - 1、2 は添付を省略

## 東北地方整備局渇水対策要領細則

### 1. 総則

この細則は東北地方整備局渇水対策要領に基づき定める。

### 2. 支部体制

東北地方整備局渇水対策支部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 一級河川の直轄管理に係る区間の流量基準地点において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>なお、正常流量が定まっていない河川については、最近5ヶ年平均渇水流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、確保水位相当の水位を一週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずるおそれがある場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、ダム最低水位に達するになると予想される場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

### 3. 本部体制

東北地方整備局渇水対策本部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 1支部以上が警戒体制に入った場合。</p> <p>3. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 2以上の支部が警戒体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 支部が非常体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>

## 秋田河川国道事務所 濁水対策支部運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、「東北地方整備局濁水対策要領」（以下、「対策要領」という）に定めるものの他、濁水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な濁水対策を円滑に行うことを目的とする。

### (支部の設置等)

第2条 対策要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 対策要領第5条2項に該当する一級河川雄物川及び子吉川の基準地点及び補助基準地点は、次のとおりとする。

#### 基準地点

雄物川 椿川地点（秋田県秋田市椿川地先）  
子吉川 宮内地点（秋田県由利本荘市宮内地先）

#### 補助基準地点

雄物川 新波地点（秋田県秋田市新波地先）  
子吉川 矢島地点（秋田県由利本荘市矢島町元町地先）

3 支部の設置基準及び体制区分については、別途定める「秋田河川国道事務所濁水対策支部運営細則」によるものとする。

4 支部の設置等にあたっては、雄物川については「雄物川水系濁水情報連絡会」、子吉川については「子吉川水系濁水情報連絡会」と連絡調整を行うものとする。

### (支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長・副支部長・班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は、別表－1（濁水対策支部編成表）及び別表－2（濁水対策支部編成表（代行者））によるものとする。

### (濁水対策業務)

第4条 対策要領第6条に基づき業務を行うものとし、各班における業務内容は、別表－1（濁水対策支部編成表（主要業務））によるものとする。

2 濁水情報の伝達は、別図－1（濁水情報連絡系統図）に従い行うものとする。

3 濁水対策中の流量観測・水質測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

### (細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

\*別表－1、2は添付を省略

秋田河川国道事務所 渇水対策支部運営細則

1. 総 則

この運営細則は、「秋田河川国道事務所渇水対策運営要領」に基づき定める。

2. 渇水対策支部設置基準及び体制区分

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 雄物川及び子吉川について、以下の基準地点が、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p>〈基準地点及び正常流量〉</p> <p>雄物川 椿川地点 80m<sup>3</sup>/s 子吉川 宮内地点 11m<sup>3</sup>/s</p> <p>また、以下の補助基準地点が基準流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p>〈補助基準地点及び基準流量〉</p> <p>雄物川 新波地点 75m<sup>3</sup>/s 程度 子吉川 矢島地点 6m<sup>3</sup>/s 程度</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、確保水位相当の水位を1週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずる恐れがある場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、最低水位（EL353.7m）を下回ると予想される場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

\*玉川ダムについては、雄物川の場合

## 湯沢河川国道事務所渇水対策支部運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、東北地方整備局渇水対策本部運営要領（以下「本部要領」という。）に定めるもののほか、渇水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

### (支部の設置等)

第2条 本部要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 本部要領第5条2項に該当する一級河川雄物川・皆瀬川及び玉川の基準地点は次のとおりとする。

岩 館地点（秋田県湯沢市小野地内）	雄物川
岩 崎 橋地点（秋田県湯沢市岩崎地内）	皆瀬川
長 野地点（秋田県大仙市長野地内）	玉 川
刈和野橋地点（秋田県大仙市宇刈和野地内）	雄物川
椿 川地点（秋田県秋田市椿川地内）	雄物川

（なお、注意体制の基準流量については、当分の間、椿川地点については、正常流量の80m<sup>3</sup>/sとし、他の地点については、東北地方整備局渇水対策細則に定める、河川の正常流量が定まっていない河川の場合を適用し運営するものとする。）

### (支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長、副支部長、班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は別表－1によるものとする。

### (渇水対策業務)

第4条 本部要領第6条に基づき、業務を行うものとし、各班における業務内容は別表－1によるものとする。

- 2 渇水情報の伝達は、別に定める伝達系統に従い行うものとする。
- 3 渇水対策中の流量観測、水質、測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

### (細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成17年3月11日から施行する。

※別表－1の添付を省略